

○総務省告示第四十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百一条の十一第三項及び第四項の規定に基づき、参議院議員の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する規程（昭和二十七年自治庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

総務大臣 石田 真敏

別記第一号様式中「平成」を削る。

別記第二号様式中「長野」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

○総務省告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十条第九項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の九の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

令和元年五月三十一日

総務大臣 石田 真敏

別記様式中「平成」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。